

脱炭素先行地域のイメージ例（再エネ設置必須）

カーボンニュートラルと防災を融合

2/3交付

公共既設の  
ZEB達成

BIPV太陽光発電パネルを外壁へ設置

2/3補助

公園へ太陽電池  
(オンサイトPPA)

①先行地域内の隣接施設へは、自営線で、供給しCO2排出ゼロを達成



低層40万円/戸、中層構想2/3補助

マンション  
ZEH-M

2/3補助

EVバス

2/3補助

住宅オンサイトPPA

2/3補助

各施設へ蓄電池設置

2/3補助上限120万円/戸など

ZEH

上限100万円/台補助

カーシェアEV車

2/3補助

民間新築の  
ZEB達成



Low-E複層ガラス  
発電を活用BIPV

2/3補助上限120万円/戸など

住宅断熱改修

2/3補助

公園へ太陽電池  
(オフサイトPPA)

①先行地域内の施設へ、電力小売り事業者を介して供給しCO2排出ゼロを達成



民生部分電力以外や民生部門以外の取組（必須）

- ①公用車を、EV車（交付外）、EVバスへ更新
- ②ヒートポンプボイラーへ更新
- ③カーシェアEV車の導入

※一定規模必要、イメージ図の方法を全て実施する必要は、有りません。

詳しくは、環境省HPより 第1回 脱炭素先行地域の概要を参考下さい。

お気軽に問い合わせは

一般社団法人沖縄CO2削減推進協議会

●沖縄地域〒900-0037 沖縄県那覇市辻三丁目1番40号

TEL (098) 988-6301 FAX (098) 988-6302 info@nonrisk.co.jp

●九州地域〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南4-19-29

TEL (092) 402-0885 FAX (099) 402-0886 info@nonrisk.co.jp

事業推進責任者： 知念 勇喜

推進担当： 金城 隆

技術担当： 檜木 孝尚

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金  
(脱炭素先行地域づくり事業)  
脱炭素先行地域へ選定必須

環境省令和4年度予算額200億円（新規）

実施期間 令和4年度～12年度

脱炭素先行地域募集

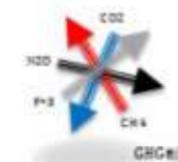
来年2回予定 1月下旬と7月下旬

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【おきなわSDGsパートナー登録】

- ★経済産業省：省エネルギー相談地域プラットフォーム（9割国庫負担）
- ★環境省：脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業・支援機関・5割国庫負担）
- ★補助金申請支援：現地調査・診断書作成・申請・入札支援等
- ★経済産業省：ZEBプランナー登録
- ★登録エネマネ事業者



一般社団法人沖縄CO2削減推進協議会

HP:www.nonrisk.co.jp/

〒900-0037 沖縄県那覇市辻3-1-40  
TEL(098)988-6301 FAX(098)988-6302

九州事務所

〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南4-19-29  
TEL(092)402-0885 FAX(092)-402-0886

## I. 脱炭素先行地域づくり事業（複数年事業）

### A、事業要件

- ①脱炭素先行地域に選定された地域において実施するものであること。
- ②脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な事業であること。
- ③エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ④各種法令等に遵守した設備で、商用化され導入実績が有ること。
- ⑤事業全体の費用効率性（総交付予定額を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値）が、25万円/t-CO2を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象経費から除外する。
- ⑥法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑦再エネ設備整備（太陽光発電等）必須とする。（最大限に導入）
- ⑧地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定若しくは改定していること、又は策定若しくは改定の予定時期の目安等が示されていること。
- ⑨整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。

### B、交付対象事業の内容

- ①再エネ設備整備（2/3交付、自家消費、PPA可、太陽光20kW以上柵掘必須など）
- ②蓄電池（2/3交付） ③水素等関連施設（2/3交付）
- ④その他の事業は、ZEH、ZEH-M、インフラ設備自営線など、車載型蓄電池、既存住宅断熱、EV車（カーシェア）、EVバス、EV洗浄車、グリーンスローモビリティ、高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、高効率融雪設備、コージェネレーション等、効果促進事業。
- ⑤執行事務費（定額交付）
- ⑥省CO2等設備整備ZEB（2/3交付、上限5億円/棟/年、ただし延べ面積2,000㎡未満は上限3億円/棟/年、延べ面積2,000㎡未満のZEB Readyは対象外）
  - ・民間所有の新築は延べ面積1万㎡、既存建築物は延べ面積2,000㎡未満に限る。
  - ・建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準に適合すること。（外皮性能PALは、新築1以下、既存規定なし）
  - ・再エネを除き設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より50%以上削減すること。
  - ・地方公共団体のみ、延べ面積10,000㎡以上の建築物のうち、建築物用途ごとに、再エネを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より30%以上（事務所等、学校等は40%以上）の削減、また、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅部）における未評価技術15項目（環境省新築（既存）建築物のZEB化支援事業を参考にすること）のうち、1項目以上導入すること。その他要件有り、交付実施要領を確認ください。
  - ・交付対象となる建物の用途や導入する設備については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）」の例を参考にすること。

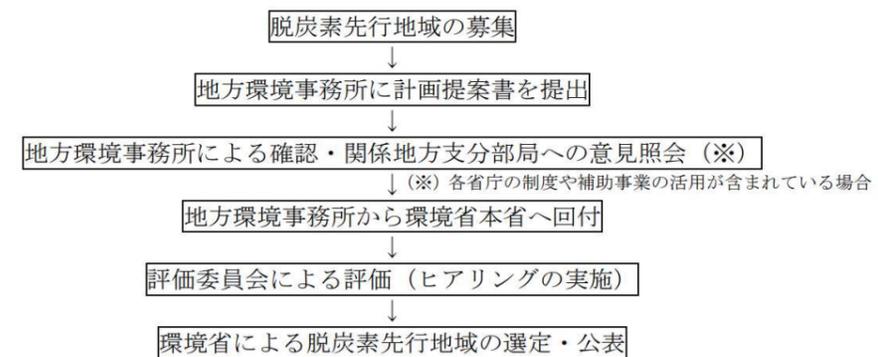
### C、審査結果総評

①設定したエリア内において、ごく一部の民生電力需要家のみ、あるいは、数件の需要家しか対象としていないといった提案では不十分である。ただし、今回選定された提案の中には、小規模な取組でありながらも地域資源や地域課題を踏まえた特徴的な取組や仕組を導入することが評価された提案もあった。

## II. 脱炭素先行地域の選定要件

- ①2030年度迄に先行地域内の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現すること。
- ②地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外のCO2やCO2以外の排出、民間部門以外の自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ1つ以上の取組の計画となっていること）
- ③再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入
- ④脱炭素先行地域の範囲・規模の特定（全域、施設群、住生活エリア、ビジネス商業エリア、自然エリア）
- ⑤計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等）
- ⑥取組の進捗管理の実施方針及び体制
- ⑦他地域への展開可能性
- ⑧改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等

## III. 選定プロセスフロー



## IV. 先行地域への可能な提案者

- ①地方公共団体（市区町村、都道府県等）
- ②複数の地方公共団体の共同提案
- ③地方公共団体、民間企業、大学等の共同申請

※主たる提案者は地方公共団体で有る事（地方公共団体以外は、間接交付に限る）

## V. 交付金スキーム

